

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務の点検対象である映像機器については、(株)丹青社が『関ヶ原古戦場ビジターセンター（仮称）展示製作業務委託』及び『「東西文化の接点」展示製作業務委託』において製作した映像展示物を上映するために導入した機器である。</p> <p>これらの機器については、同社がプログラミングしたシステムにより稼働しているものであり同社が権利を有している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>映像展示に係るシステムの権利については、全て(株)丹青社が所有しており、システムの動作確認等が必要となる本業務については同社しか行うことができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。